区分　権利変更（弁済率）
50万円以下の部分
現金による弁済100%
50万円超１億円以下の部分
現金による弁済12%
１億円超の部分　４%（現金による弁済3.2%、更生会社の発行する株式による弁済0.8%）

１　現金による弁済

更生計画認可決定日から３か月以内に、上記の弁済率にしたがい一括弁済する。

２　株式による代物弁済

上記１に加え、更生計画認可決定日から３か月を経過した日の属する月の末日までの間で、管財人が裁判所の許可を得て定める日に、上記弁済率にしたがって、１億円超の元本等一般更生債権を有する債権者に対し、第10章第１節に基づき更生会社が発行する新株式を、権利変更後の金額につき、代物弁済する。新株式は、元本等一般更生債権のうち１億円超の部分の0.8%に相当する金額につき、５万円ごとに１株を発行する。５万円にて除した際に生じる剰余額（株式によって代物弁済することができない余りに相当する額）については、免除を受ける。

なお、株式の割当を受ける１億円超の元本等一般更生債権を有する債権者は、株主として割当を受ける権利を放棄することができない。

３　免除

元本等一般更生債権額から本節第１の１及び２による弁済を控除した残額について、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。

開始決定後利息及び遅延損害金は、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける。

４　追加弁済（略）

第２　条件付更生債権の権利の変更及び弁済方法

１　権利の変更

⑴　停止条件付更生債権

「一般更生債権弁済計画表（条件付更生債権）」（別表８－２）記載の停止条件付更生債権については、本節第１を適用して免除を受ける。この場合において、当該更生債権者がかかる停止条件付債権以外の一般更生債権額を有している場合は、合算した金額を確定更生債権額とみなし、本節第１の区分を適用して免除を受ける。

停止条件の不成就が確定したときは、不成就確定時に停止条件付債権全額について免除を受ける。

⑵　解除条件付更生債権

「一般更生債権弁済計画表（条件付更生債権）」（別表８－２）記載の解除条件付更生債権については、本節第１を適用して免除を受ける。

２　弁済方法

⑴　停止条件付債権

上記１による免除後の金額については、停止条件が成就するまで弁済を保留する。停止条件が成就したときは、本節第１にしたがい、更生計画認可決定日から３か月以内又は停止条件が成就した日から２週間以内のいずれか遅い時期に一括弁済する。

⑵　解除条件付債権

上記１による免除後の金額については、解除条件の不成就が確定するまで弁済を保留する。解除条件の不成就が確定したときは、本節第１にしたがい、更生計画認可決定日から３か月以内又は解除条件の不成就が確定した日から２週間以内のいずれか遅い時期に一括弁済する。

第４章　スポンサー選定に関する特則

第１節　スポンサー選定期間

管財人は、本更生計画認可決定日から１年間「スポンサー選定期間」とし、候補となりうる企業を招聘して提案を受け付ける等、引き続き更生会社のスポンサー選定手続を積極的に推進する。但し、この１年の期間内にスポンサー選定に至らない場合、管財人は、裁判所の許可を得て、スポンサー選定期間を延長できる。

第２節　事業譲渡等による更生会社の事業の承継

管財人は、スポンサーによる事業譲受又は株式の引受け等によって更生会社に支払われる金額（以下「事業譲渡代金等」という。）が、第３章第２節第１の２③に定める収益弁済額全額の繰上げ弁済を可能とするものであり、かつ、提案の内容が従業員を含めた更生会社にとって利益があると認められる場合には、裁判所の許可を得て、更生会社の事業譲渡又は株式の引受け等の手続をもって更生会社の事業の承継を行う。

第３節　スポンサー選定後の事業譲渡代金等による弁済

第１　更生会社の事業が存続する場合

スポンサーに対し更生会社の事業の一部のみが譲渡され、又はスポンサーにより更生会社の株式の引受けがなされる等、更生会社の事業が存続する場合、更生会社は事業譲渡代金等から、事業の承継を行うためにかかる費用及び更生会社の事業の承継に伴い管財人が支払うことを要するすべての費用の支払に必要であると合理的に考えられる額を控除した残額につき、裁判所の許可を得て、①第３章第２節第１の２③に定める収益弁済額の繰上げ弁済に充て、残額が生じた場合には②第３章第２節第１の７に基づき更生担保権の追加弁済に充て、さらに残額が生じた場合には③第３章第４節第１の４の規定にしたがい、確定一般更生債権者に対する追加弁済を行う。

第２　更生会社の事業が終了する場合

スポンサーに対し更生会社の事業の全部を譲渡する等、更生会社が事業を終了する場合には、スポンサーとの間で締結される事業譲渡等に関する契約のクロージングの直前の時点において更生会社が保有するすべての現預金に、スポンサーから受領することとなる事業譲渡代金等を加えた金額から、事業の承継を行うためにかかる費用及び更生会社の清算に伴い管財人が支払うことを要するすべての費用の支払に必要であると合理的に考えられる額（以下「清算にかかる共益債権等」という。）を控除した残額につき、裁判所の許可を得て、①第３章第２節第１の２③に定める収益弁済額の繰上げ弁済に充て、残額が生じた場合には②第３章第２節第１の７に基づき更生担保権の追加弁済に充て、さらに残額が生じた場合には③第３章第４節第１の４の規定にしたがい、確定一般更生債権者に対する追加弁済を行う。

なお、清算にかかる共益債権等には、主として更生会社の全従業員の退職金額から年金の積立資産額を控除した額（いわゆる積立不足額）、更生会社が支払うべき公租公課、事業譲渡等の対象となっていない資産の処分にかかる費用、未解決の訴訟等の紛争に関する費用が含まれるがこれらに限られない。

本節による弁済及び第３章記載の弁済がすべて完了した場合には、管財人は、裁判所の許可を得て、会社を解散し、必要な清算のための手続をとるものとする。

第５章　担保権等の措置（略）

第６章　未確定更生債権等の措置

第１節　未確定更生担保権に関する措置

１　未確定更生担保権の内容

シンジケートローンに関する更生担保権の債権者数及び債権額の概要は以下のとおりであり、その債権者別の内訳は、「更生担保権弁済計画表（シンジケートローン）」（別表６－１）記載のとおりである。

未確定更生担保債権者数　11名
確定更生担保権額
275億4386万7885円
未確定更生担保権額
1814万0907円及び額未定